

(案)

業務用車両等リース単価契約(R8-1)

沖縄県中部土木事務所 所長 (以下「甲」とする。)と、
(以下「乙」とする。)とは、業務用車両 (以下「車両」という。)の賃貸借に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸借車両及び賃貸借単価は別表1のとおりとし、消費税は含めないとする。

2 この契約は、別表1に記載された単位をもって契約する。

3 乙の契約保証金は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は免除とする(沖縄県財務規則第101条第1項及び第2項)。

第2条 乙は、別表1の額を以て契約締結の日から令和9年3月31日までの甲の指示する時に甲が指示する車両を提供しなければならない。

第3条 乙は、常に整備された車両を準備し、甲からの発注があった場合、日程調整の上、提供しなければならない。

第4条 乙は、不整備の車両のため作業遂行上不相当とされた場合は、甲の定める期間内に代替りの車両を提供しなければならない。

第5条 乙の責による故障等による修理費は、乙の負担とする。甲の責による破損等が発生した場合、免責とならない部分は甲の負担とする。ただし、一般的な使用に伴う減耗分に関しては対象外とする。また、甲は善良な管理者の注意義務をもって使用、管理をしなければならない。

第6条 賃貸料の支払は、毎月の業務完了後、乙の請求書により所定の手続きを経て、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 乙が請求する金額は、この契約に基づく金額に消費税(円未満は切り捨て)を上乗せした金額とする。なお、消費税率については、車両が提供された時点の税率とする。

3 料金計算上生じた1円未満の端数は切り捨てる。

第7条 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約のため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があつ

た場合、甲は、本契約を解除できるものとする。

- 2 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

第8条 乙が、正当な理由なく契約の履行をしないとき又は履行の見込がないと認められるときは、甲はこの契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第9条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第10条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを

拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第11条 甲は、第8条第2項又は第9条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第8条第2項又は第9条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第12条 各条の規定にかかわらず、保険で補填された損害に対しては、乙は甲に損害の賠償を請求しないものとする。

第13条 この契約を履行するにあたり、疑義又は紛争が生じた場合は、甲乙協議して定めるもとし、なお解決に至らないときは、法令の定めによる。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号
氏名 沖縄県中部土木事務所
所長 印

乙 住所 _____
氏名 _____
_____ 印

(第1条関係)

別表1 契約機種び契約金額

番号	機種	単位	単価 (円・税抜き)	摘要
1	4Tダンプ レンタル	日		補償料込
2	かさ上げ	日		
3	2Tダンプ レンタル	日		補償料込
4	0.1ユンボ レンタル	日		
5	0.1フォーククロウ	日		
6	20ユンボ レンタル	日		
7	20フォーククロウ	日		
8	17ユンボ レンタル	日		
9	17フォーククロウ	日		

補償料（賠償）：対人（無制限）、対物（無制限）、搭乗者（3000万円以上（1名に付））